



島根県報

平成24年10月26日（金）

号外 第 147 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

（道 路 維 持 課） 2

告 示**島根県告示第596号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	488号	益田市長沢町口481番2地先から同町口978番8地先まで	メートル 110.00	平成24年 10月26日	益田県土整備事務所	
県道	布部安来線	安来市上吉田町字切詰1150番1地先から同1134番4地先まで	289.95	平成24年 10月26日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町大馬木2842番3地先から同番4地先まで	243.00	平成24年 10月26日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
〃	柿木津和野停車場線	鹿足郡吉賀町柿木村福川687番3地先から同番7地先まで	70.00	平成24年 10月26日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	